

総合計画の策定に向けて

- 第1部 データで見る旭川市
- 第2部 まちづくり基本条例
- 第3部 次期総合計画

総合政策部総合計画課

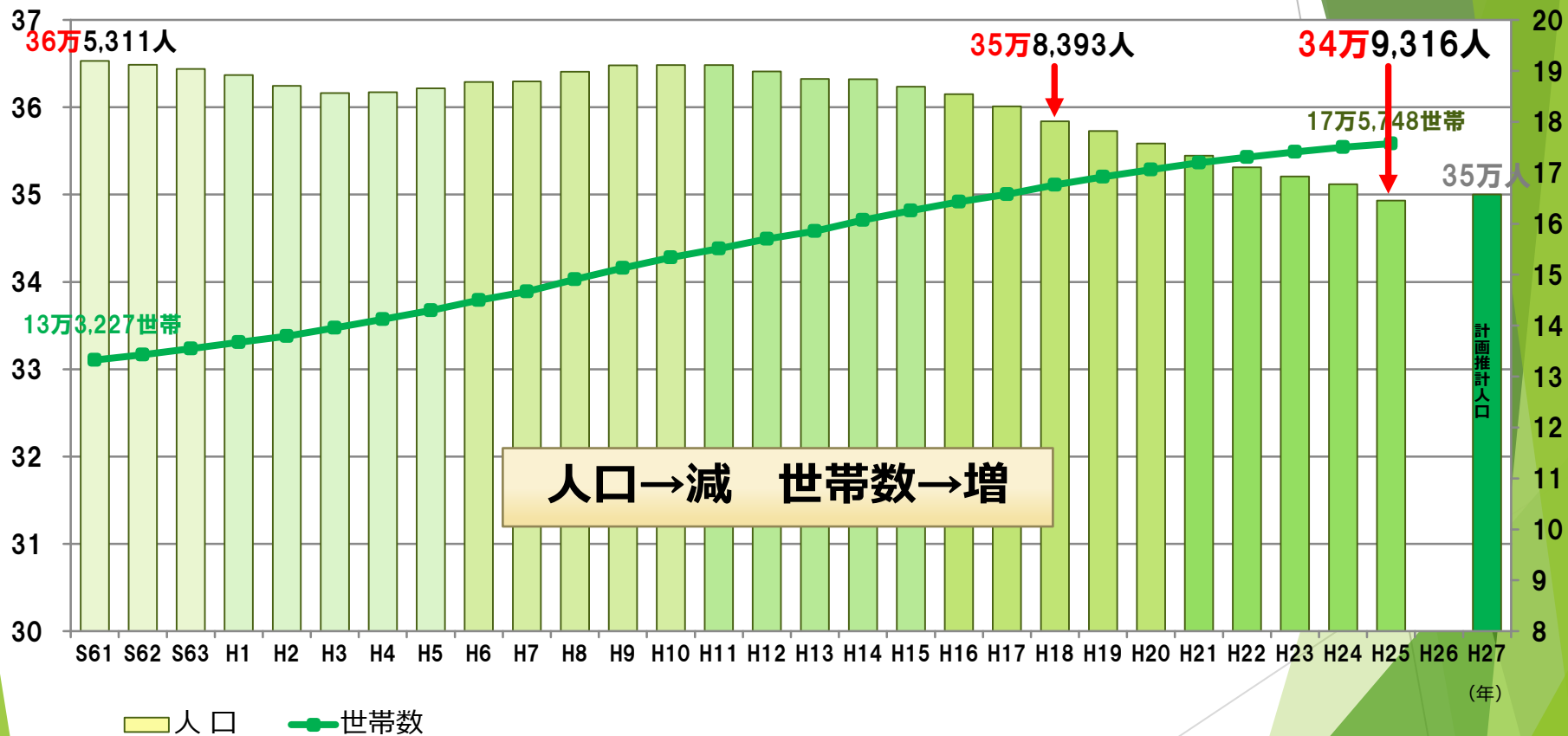
第1部 データでみる旭川市

～まちづくりを考えるにあたり～

旭川市の人口と世帯数

(万人)

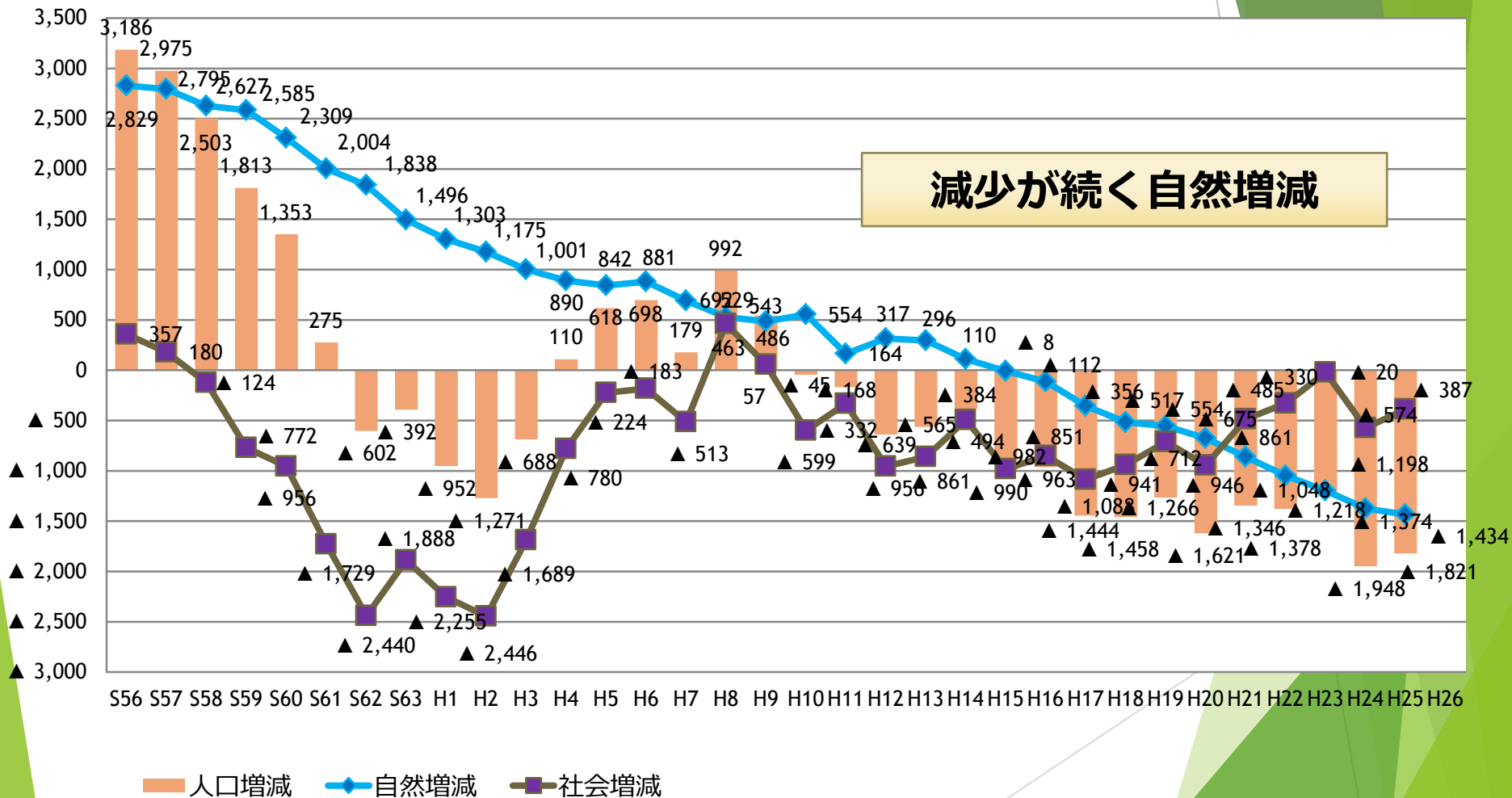
(万世帯)



人口→減 世帯数→増

資料：住民基本台帳
(各年9月末)

旭川市の住民基本台帳による人口



旭川市の合計特殊出生率 と 出生数

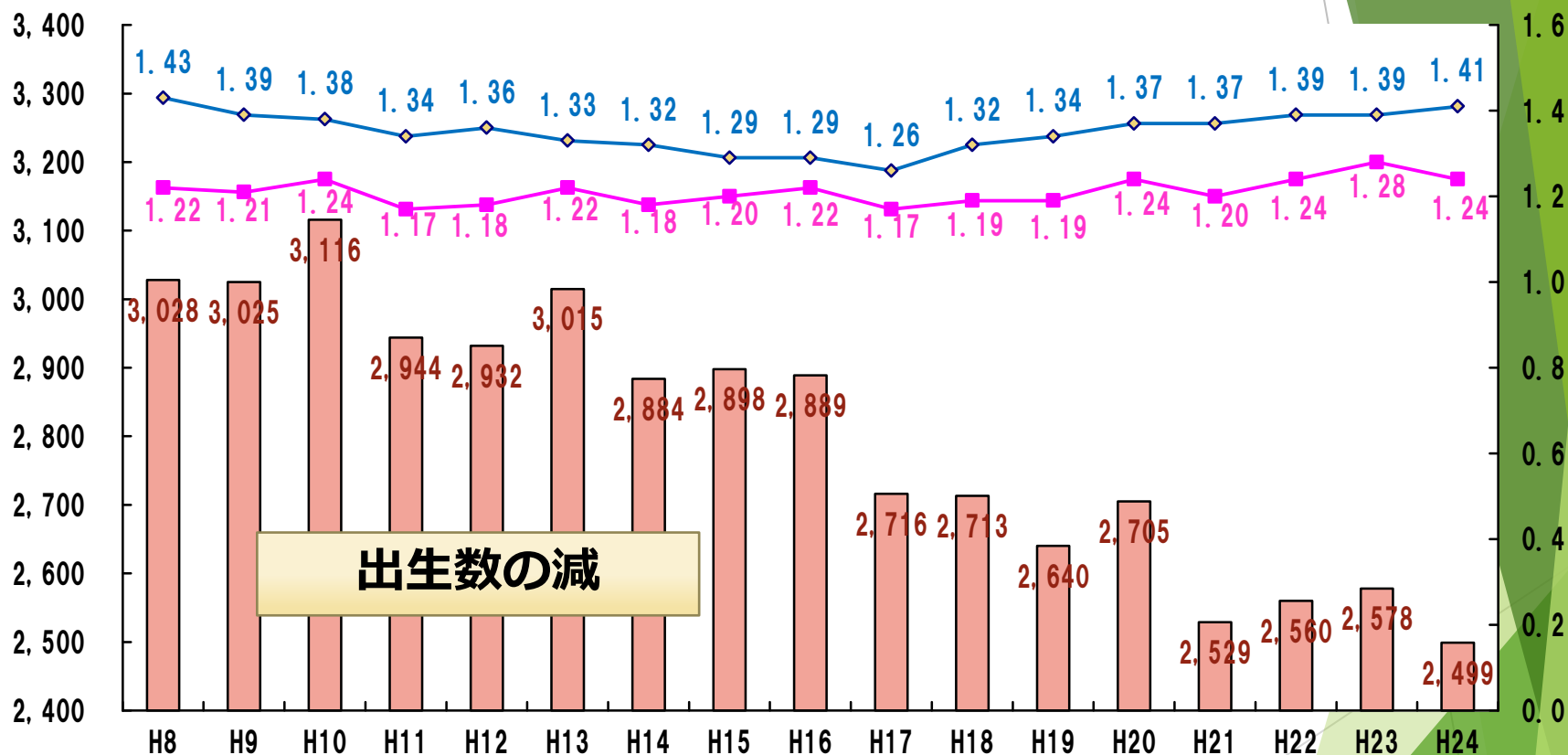
合計特殊出生率

出生数(人)

出生数 (旭川市)

合計特殊出生率 (全国)

合計特殊出生率 (旭川市)



出生数の減

資料

- 出生数(旭川市)：旭川市保健衛生年報
- 合計特殊出生率(旭川市)：市独自推計

※人口推計を使用せず人口動態統計と

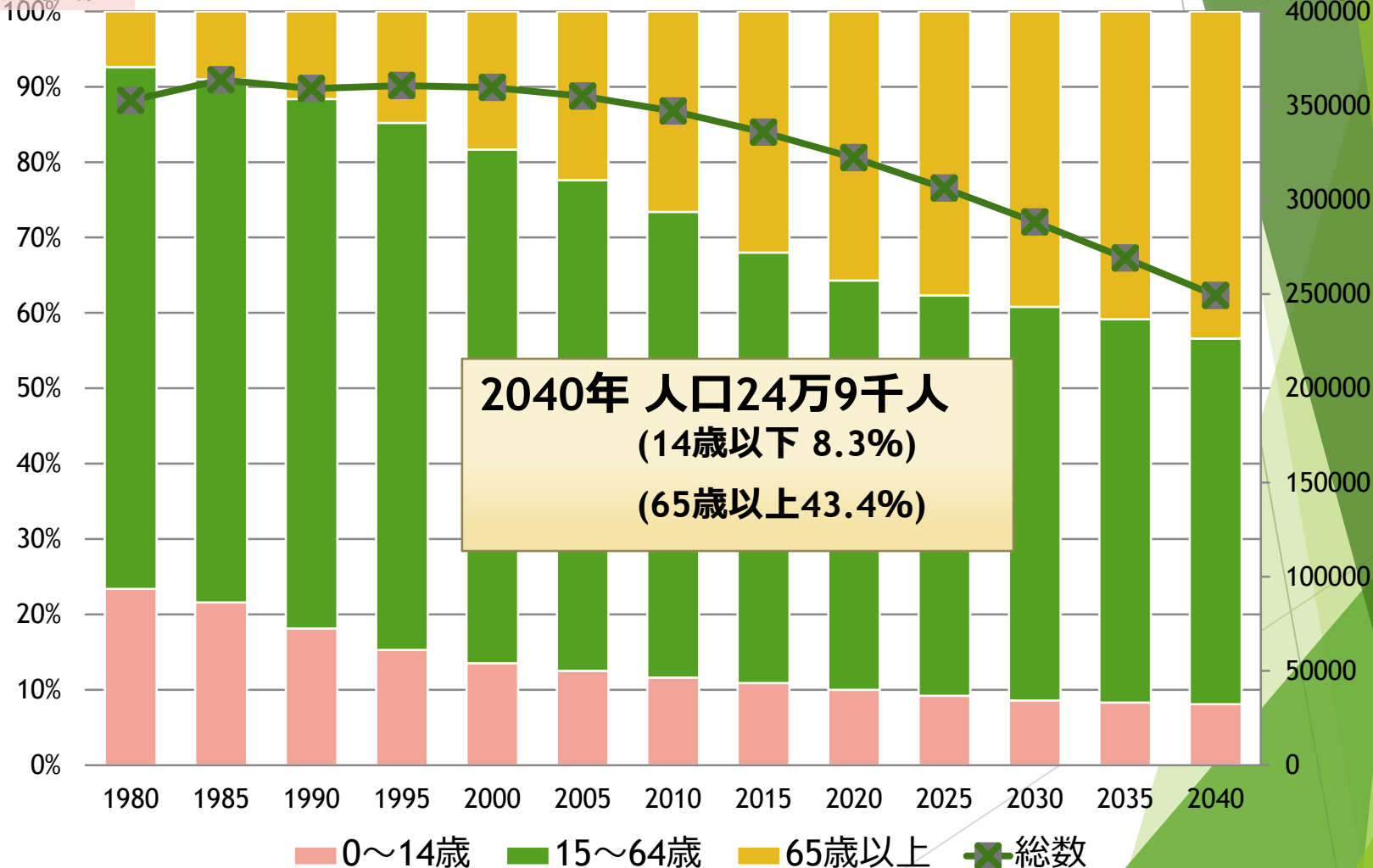
住民基本台帳(各年9月末)の年齢別人口で算出

(全国)：人口動態統計

旭川市の人口と年齢構成比 と 将来人口推計

年齢構成比

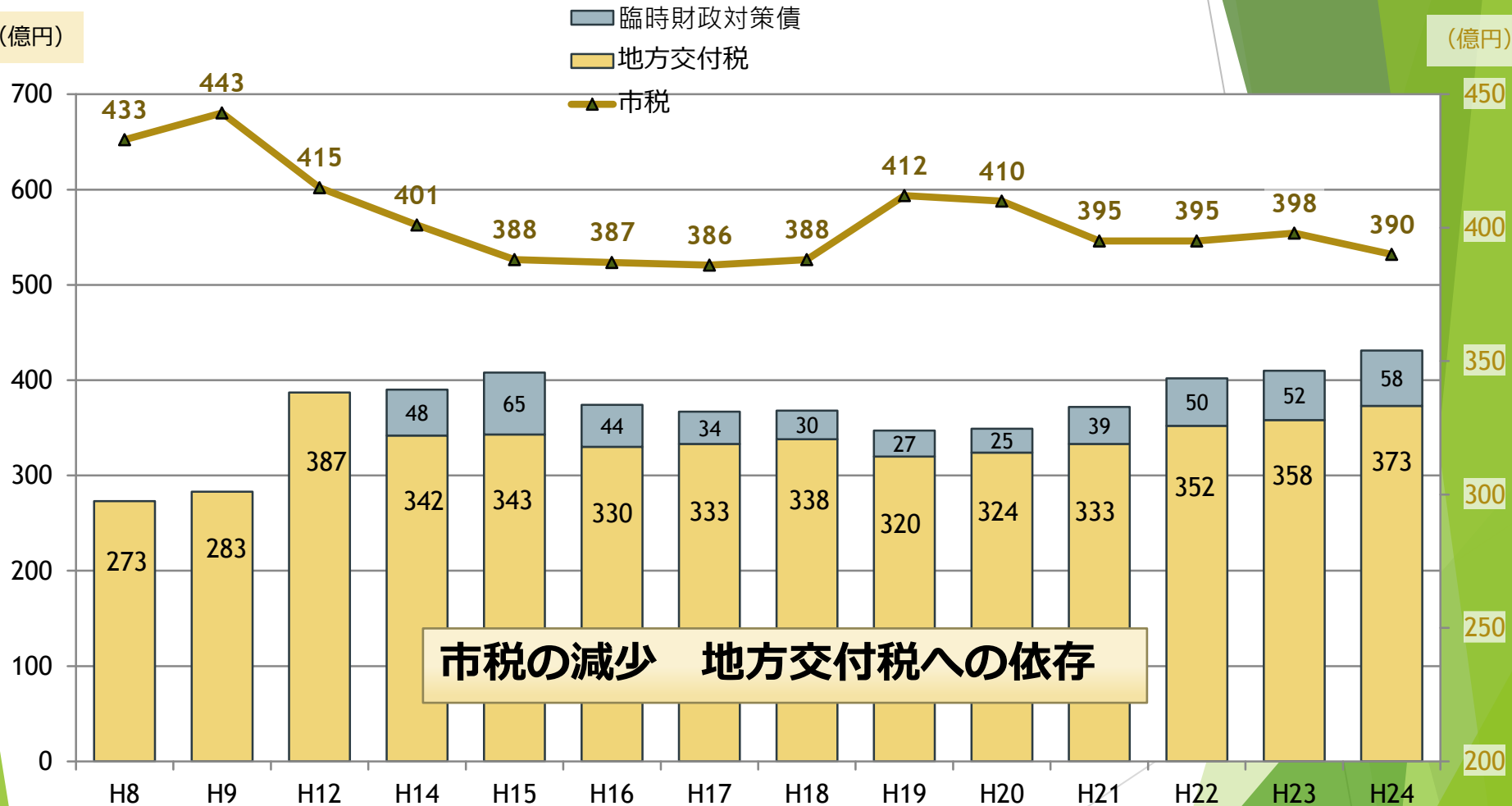
人口推計



2040年 人口24万9千人
 (14歳以下 8.3%)
 (65歳以上43.4%)

旭川市の市税 と 地方交付税

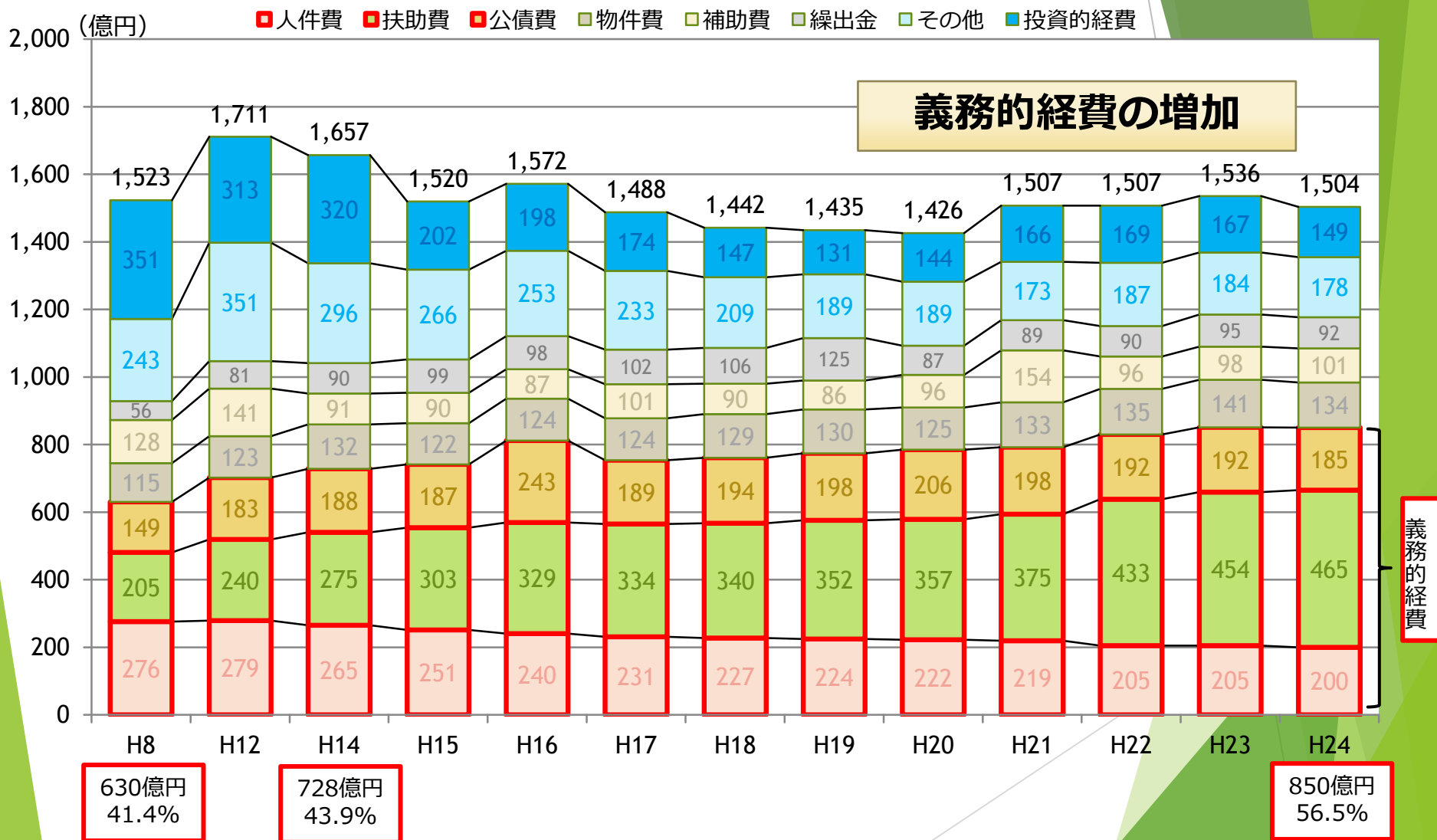
(億円)



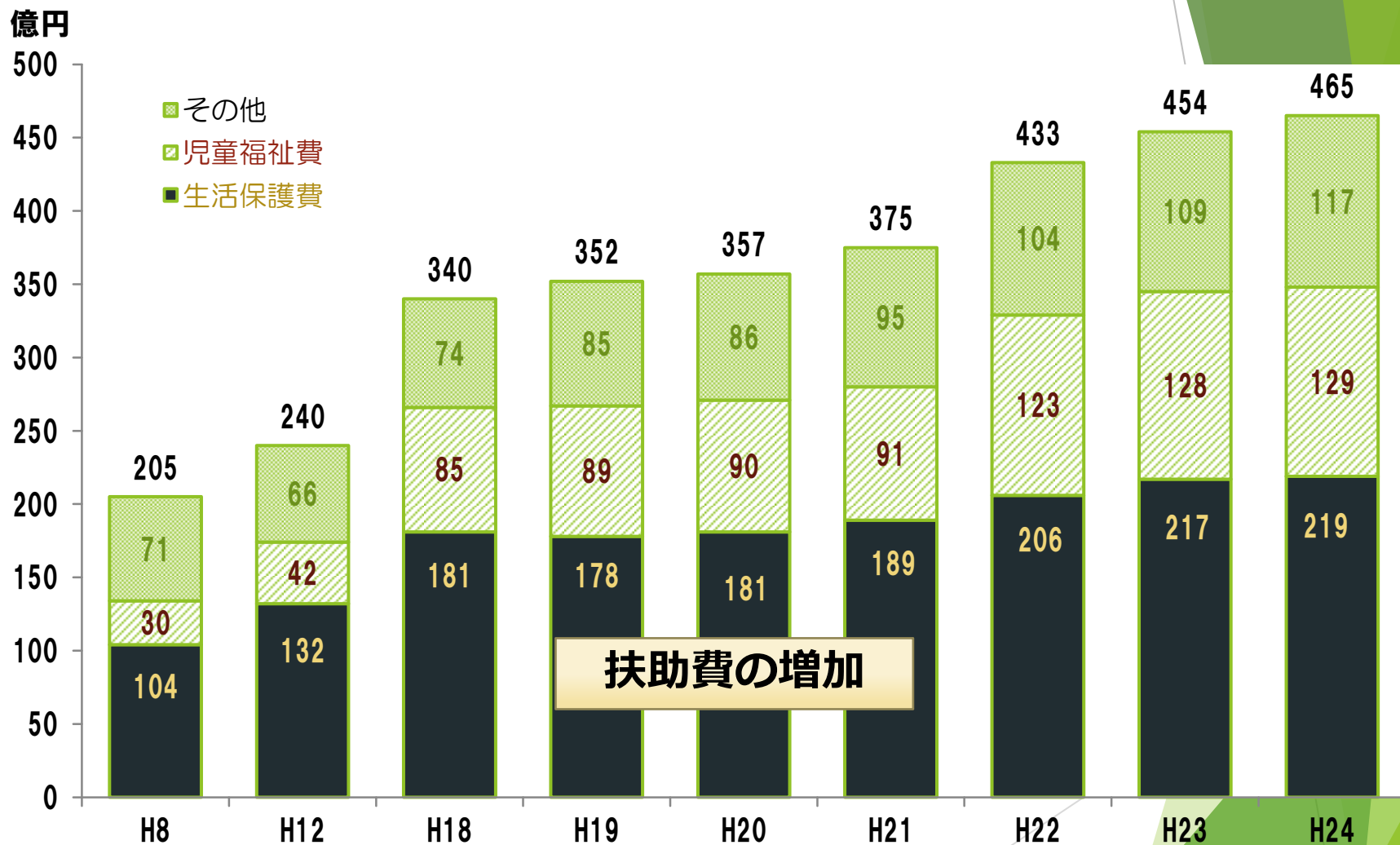
(億円)

市税の減少 地方交付税への依存

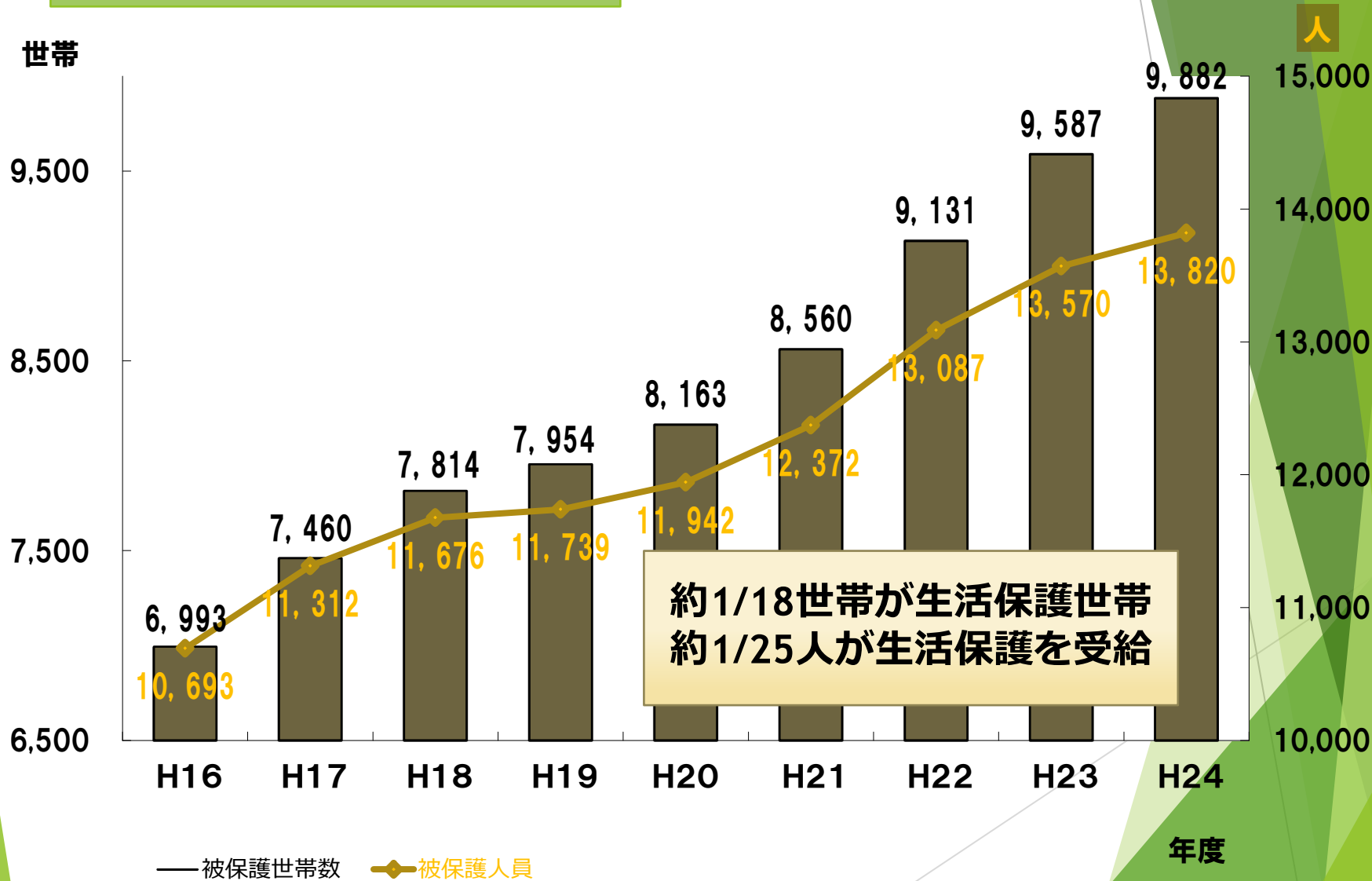
旭川市の歳出（性質別）



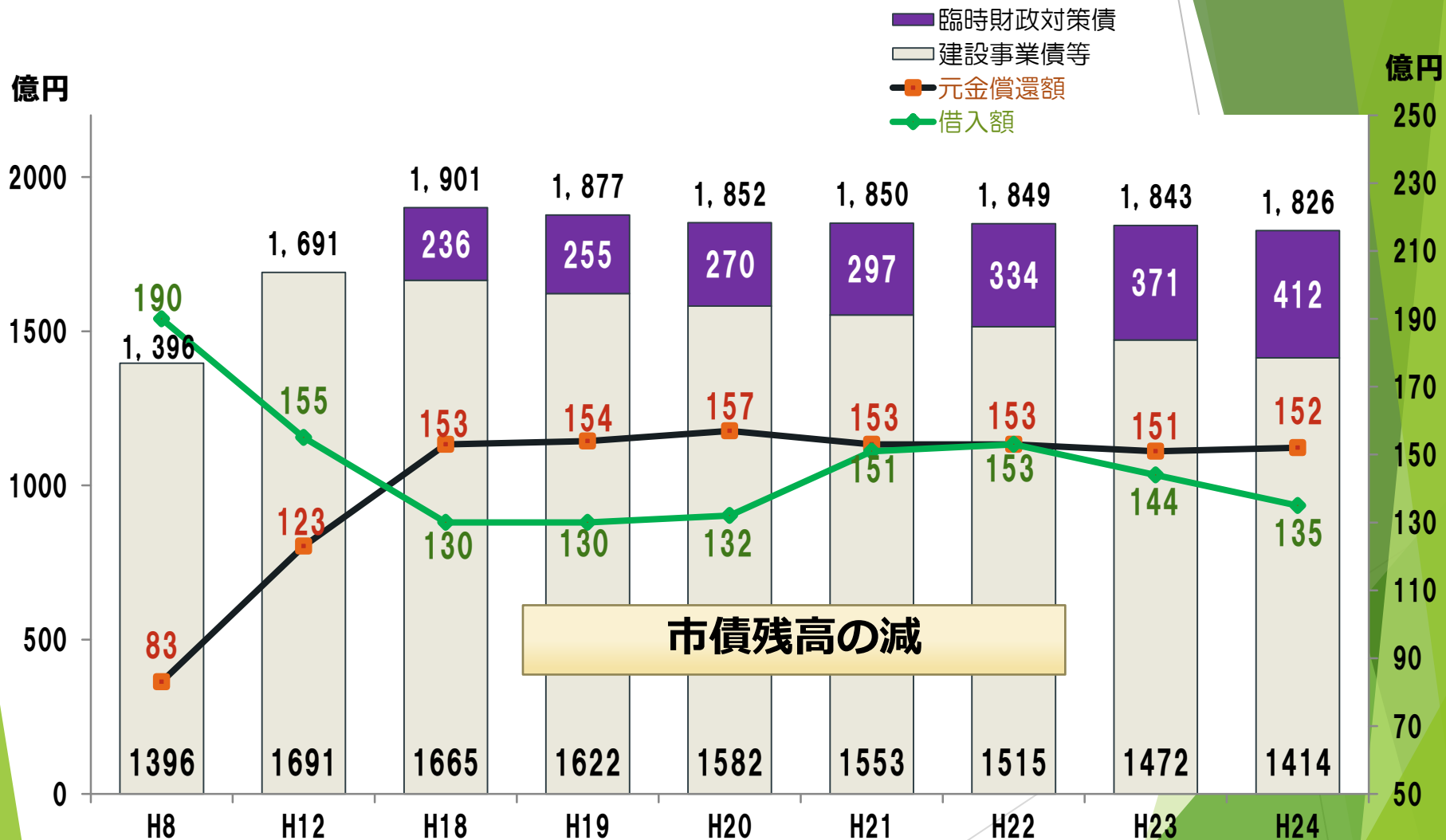
旭川市の扶助費



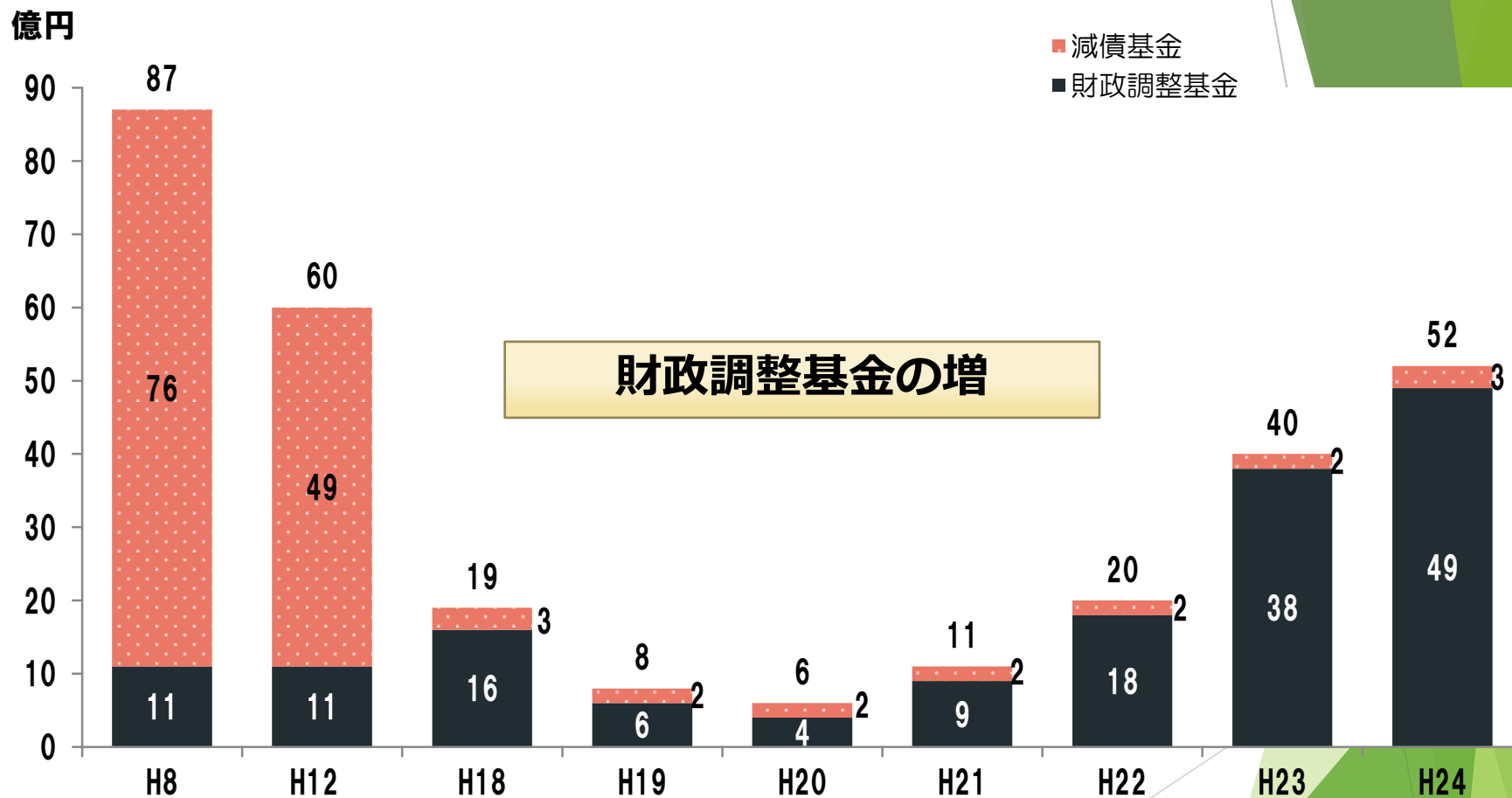
旭川市の生活保護状況



旭川市の市債残高(一般会計)

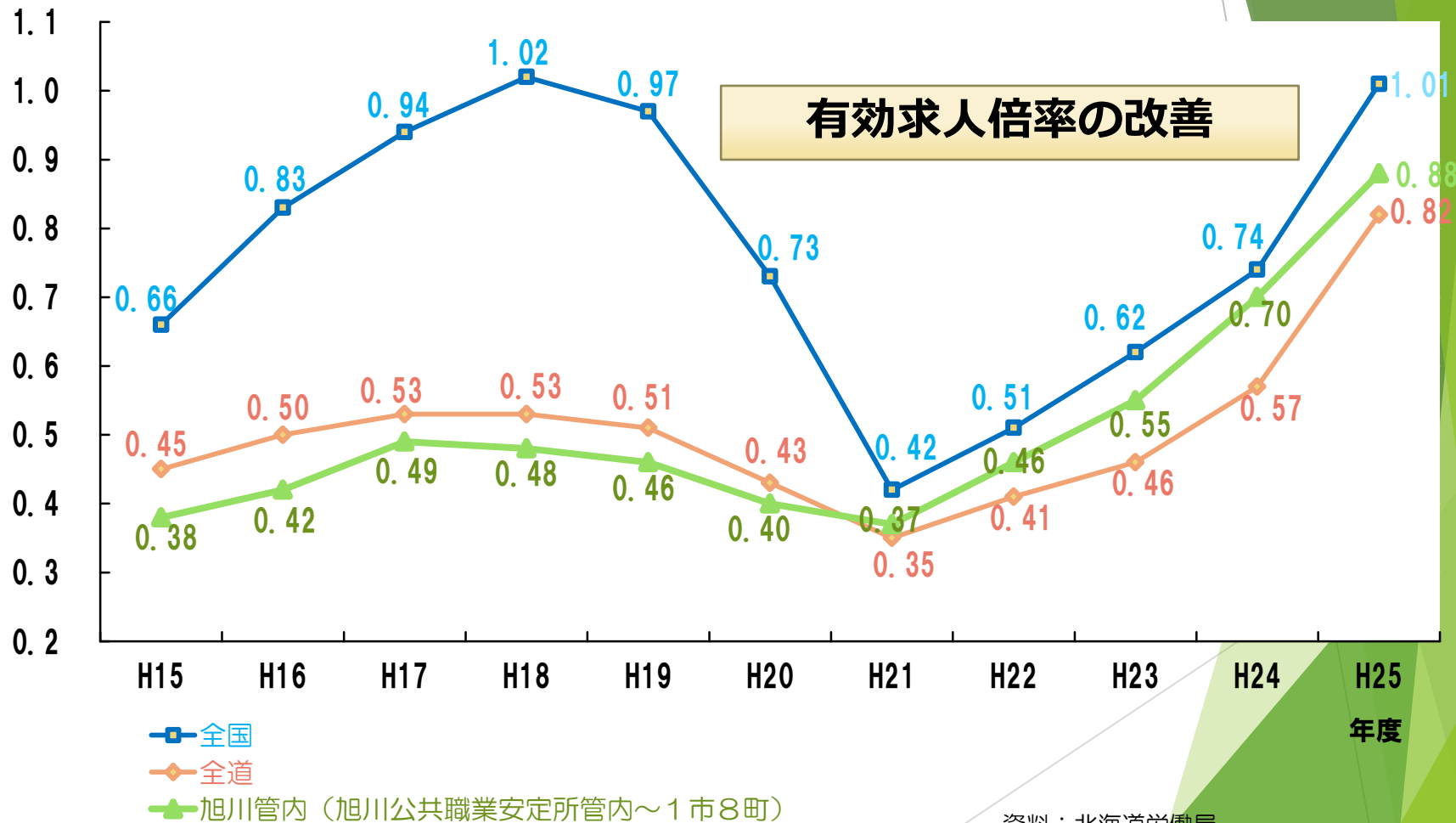


財政調整として活用できる主な基金



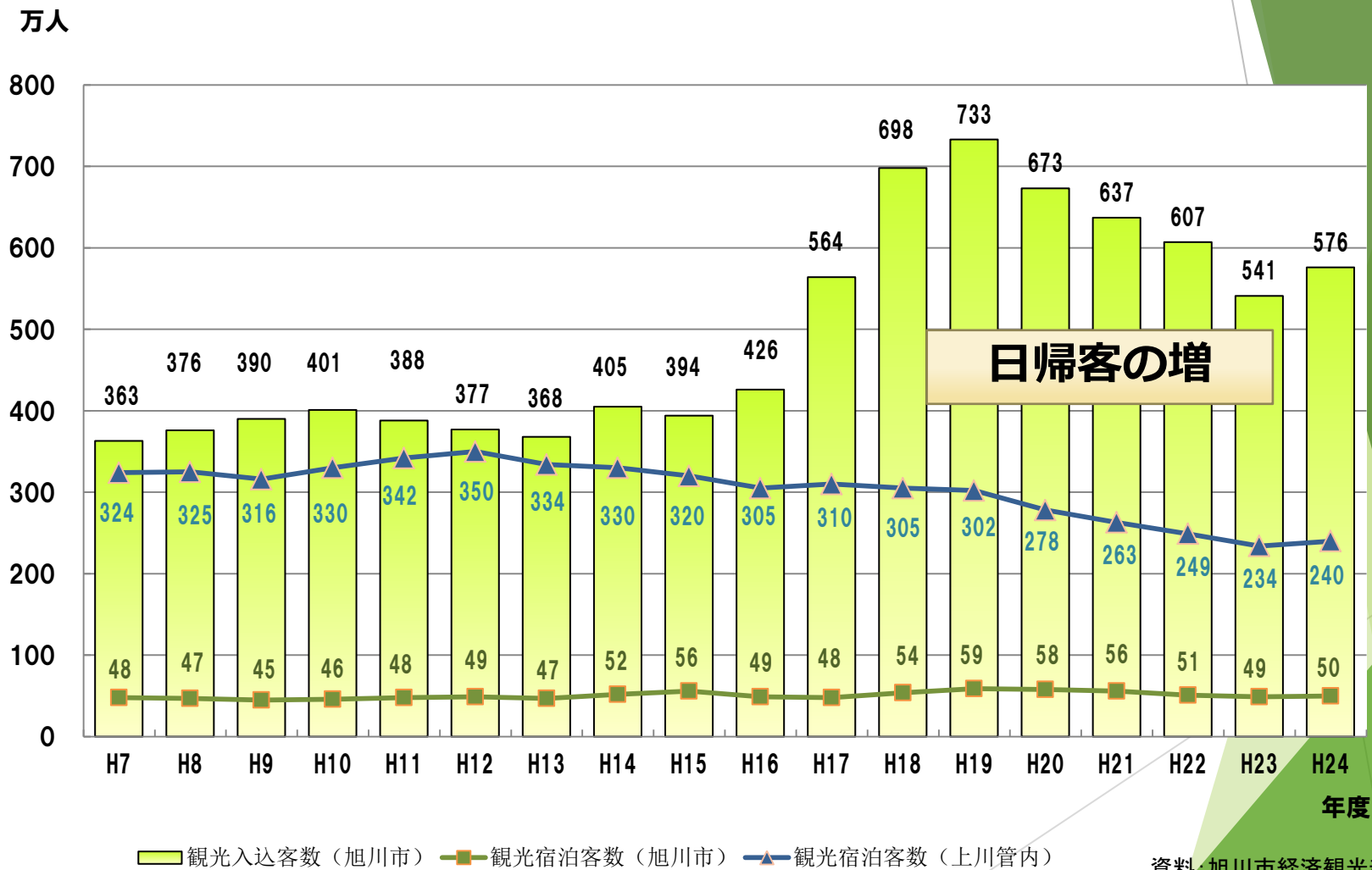
旭川市及び周辺の有効求人倍率

倍率



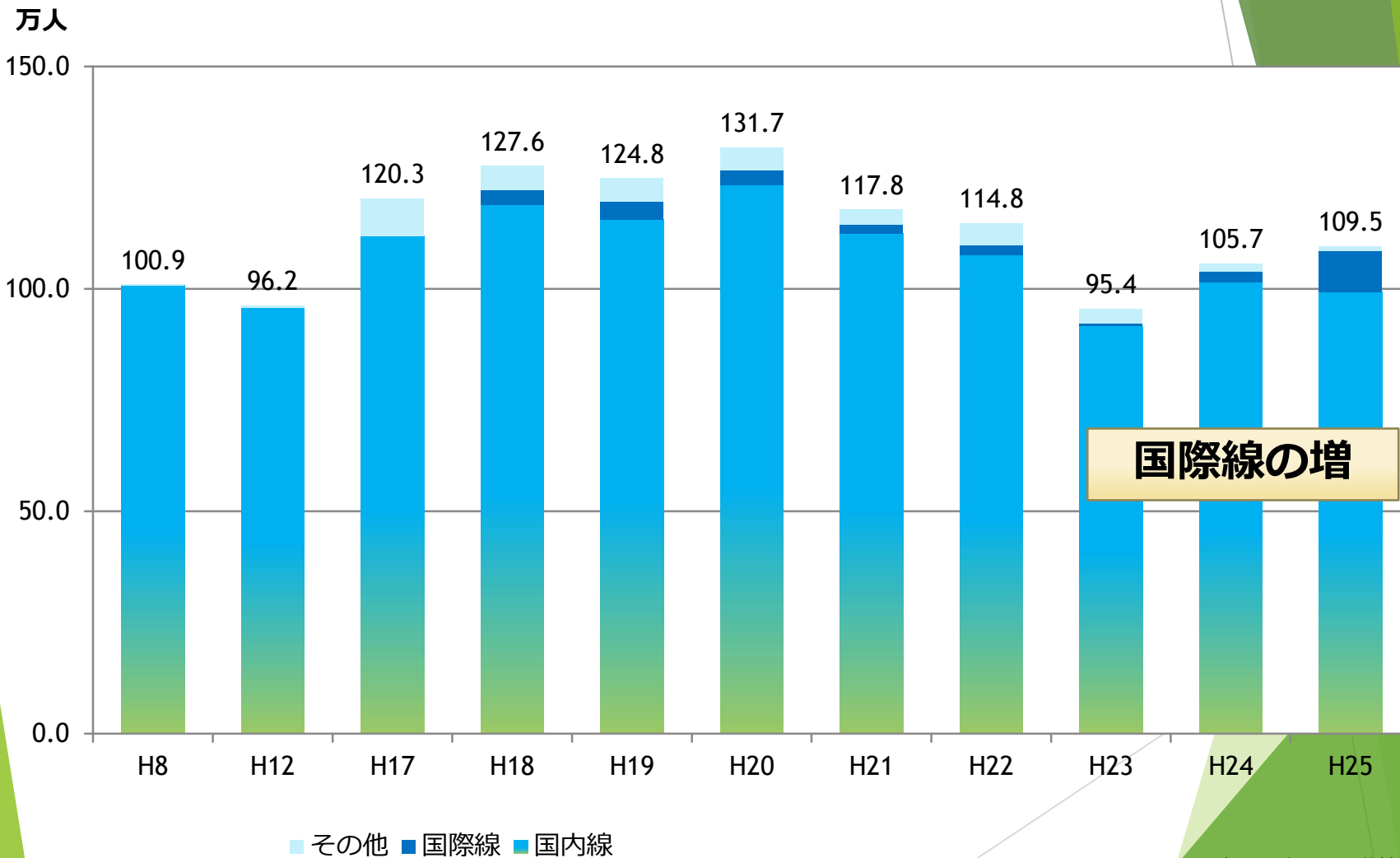
資料：北海道労働局
※各年度の平均値及びH26.2数値を使用

旭川市の観光入込客数



資料：旭川市経済観光部
北海道経済部観光局

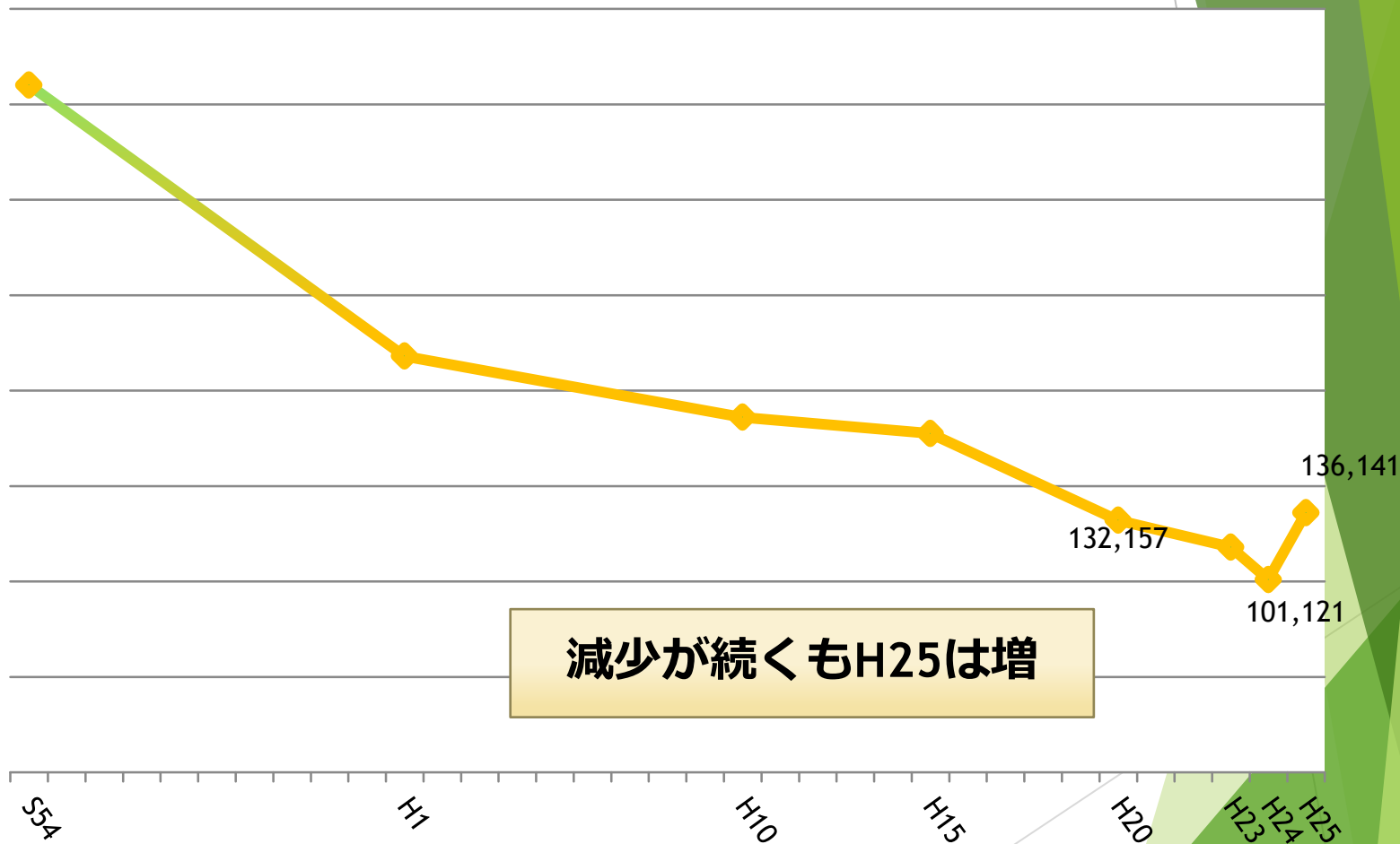
旭川空港の乗降客数



買物公園の歩行者通行量

人

平均延べ通行量（人）

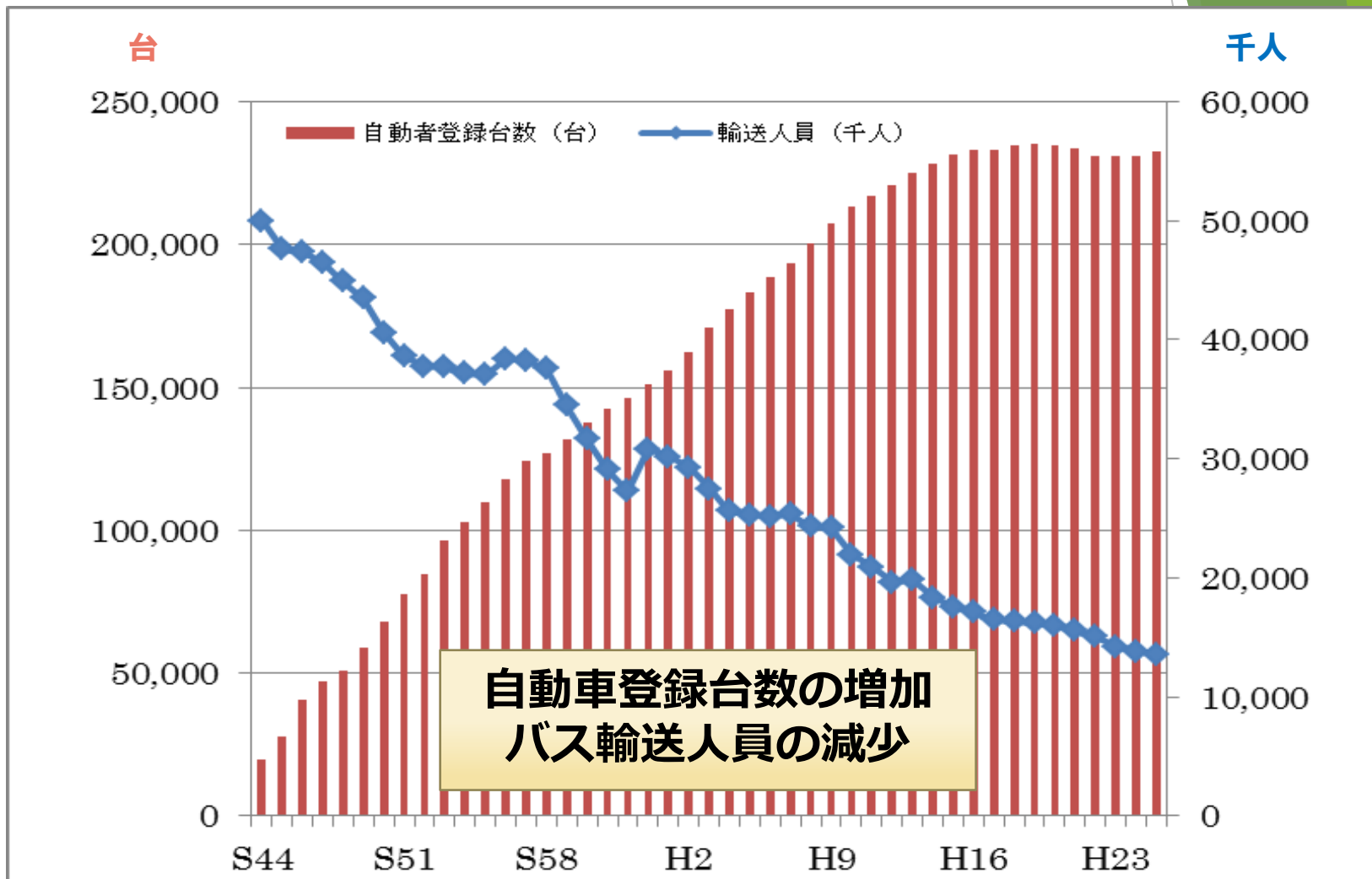


減少が続くもH25は増

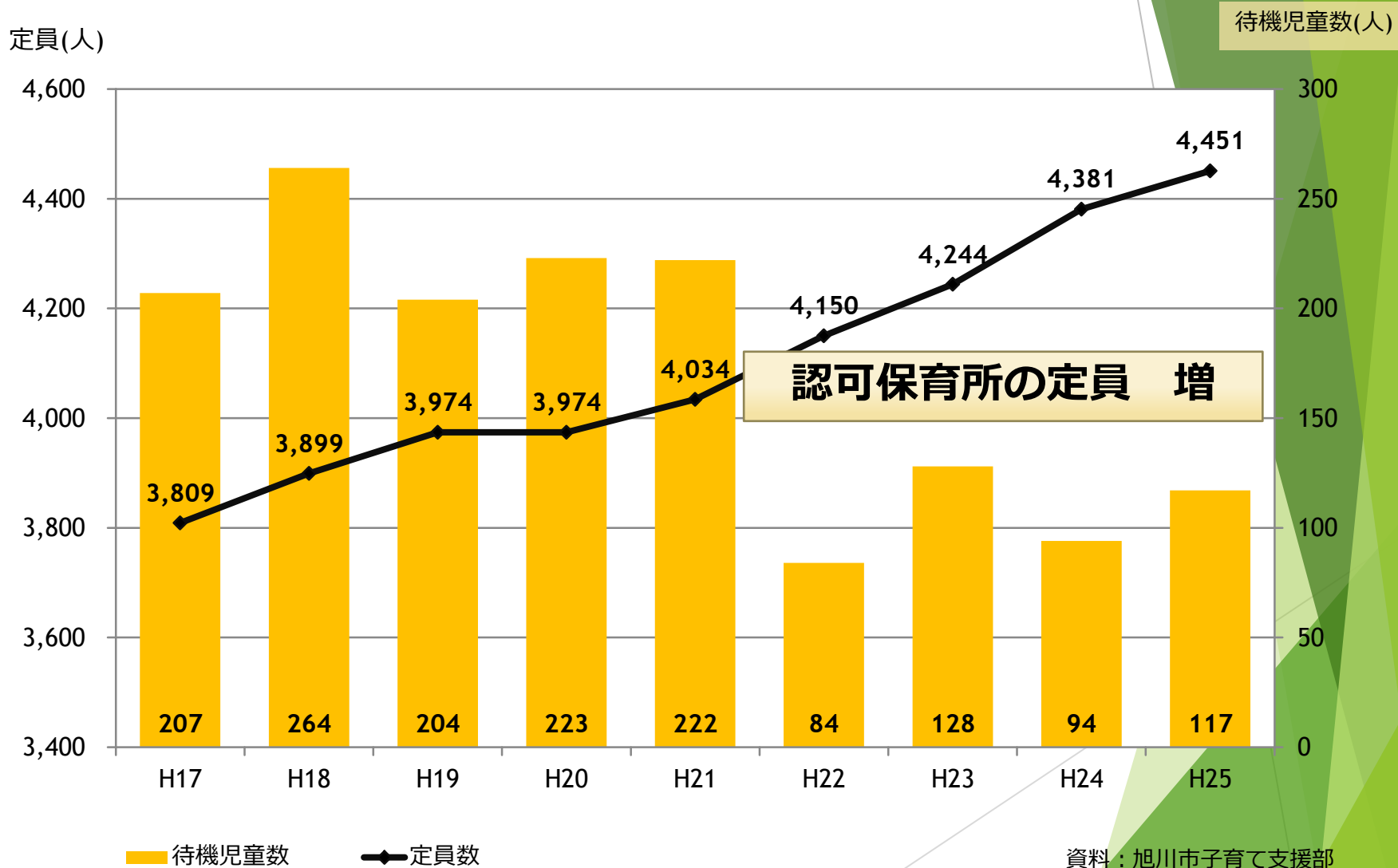
出典：旭川商工会議所「平成20年度商店街通行量調査報告書」

*平成23以降のデータは旭川市中心市街地活性化協議会の調査による確定値

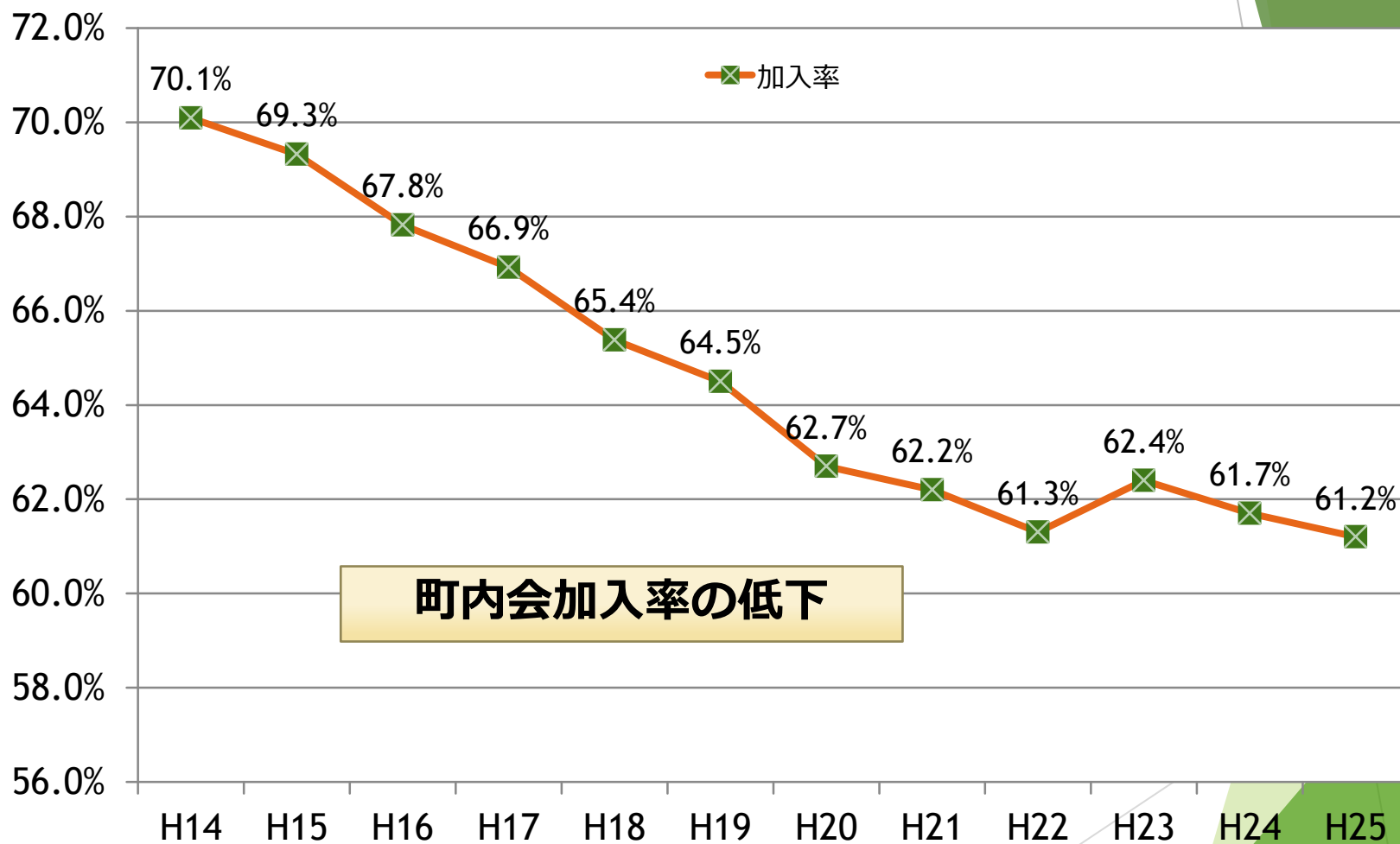
旭川市の自動車登録台数 と バス輸送人員数



旭川市の認可保育園の定員 と 待機児童数



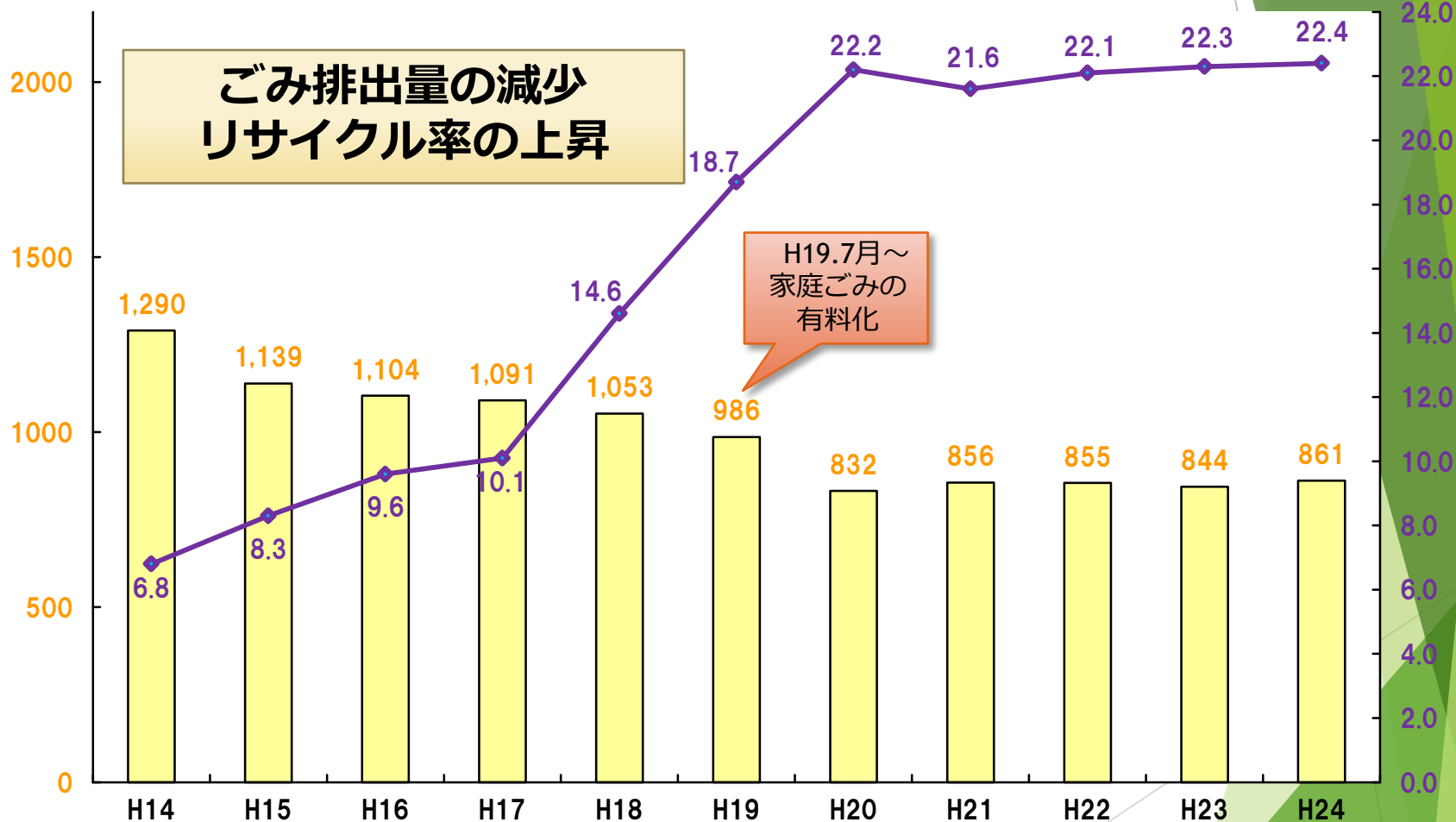
旭川市の町内会加入率



旭川市の1人あたりごみ排出量 と リサイクル率

1人1日排出量(g)

リサイクル率(%)



ごみ排出量の減少
リサイクル率の上昇

H19.7月～
家庭ごみの
有料化

— 1人1日排出量 ◆ リサイクル率

第2部 まちづくり基本条例

～まちづくりのルール～

「まちづくり」とは？



道路や橋を作ること

町内会活動
ボランティア活動



市役所の仕事

「まちづくり」とは？

「まちづくり」



まちをより良くすること

「まちづくり基本条例」とは？

なぜこの条例が必要？

人口減少・少子高齢化・核家族化の進行
暮らしの形(ライフスタイル)の変化



地域の結びつきの
重要性の再評価

地方分権の進展
市役所に求められる役割の変化



地方自治体における
役割・状況の変化



まちづくりをさらに前へ進める必要性

「まちづくり基本条例」とは？

まちづくりを進めていくときに
「市民等」と「市」が
共有しておかなければならないルール

まちづくり
の
考え方

市民等

市

まちづくり
の
仕組み

「まちづくり基本条例」

「まちづくりの考え方」とは？

まちをより良くしていくための
基本的な方向性・目指す姿

4つの基本理念

地域資源をいかし
活力を向上させるまちづくり

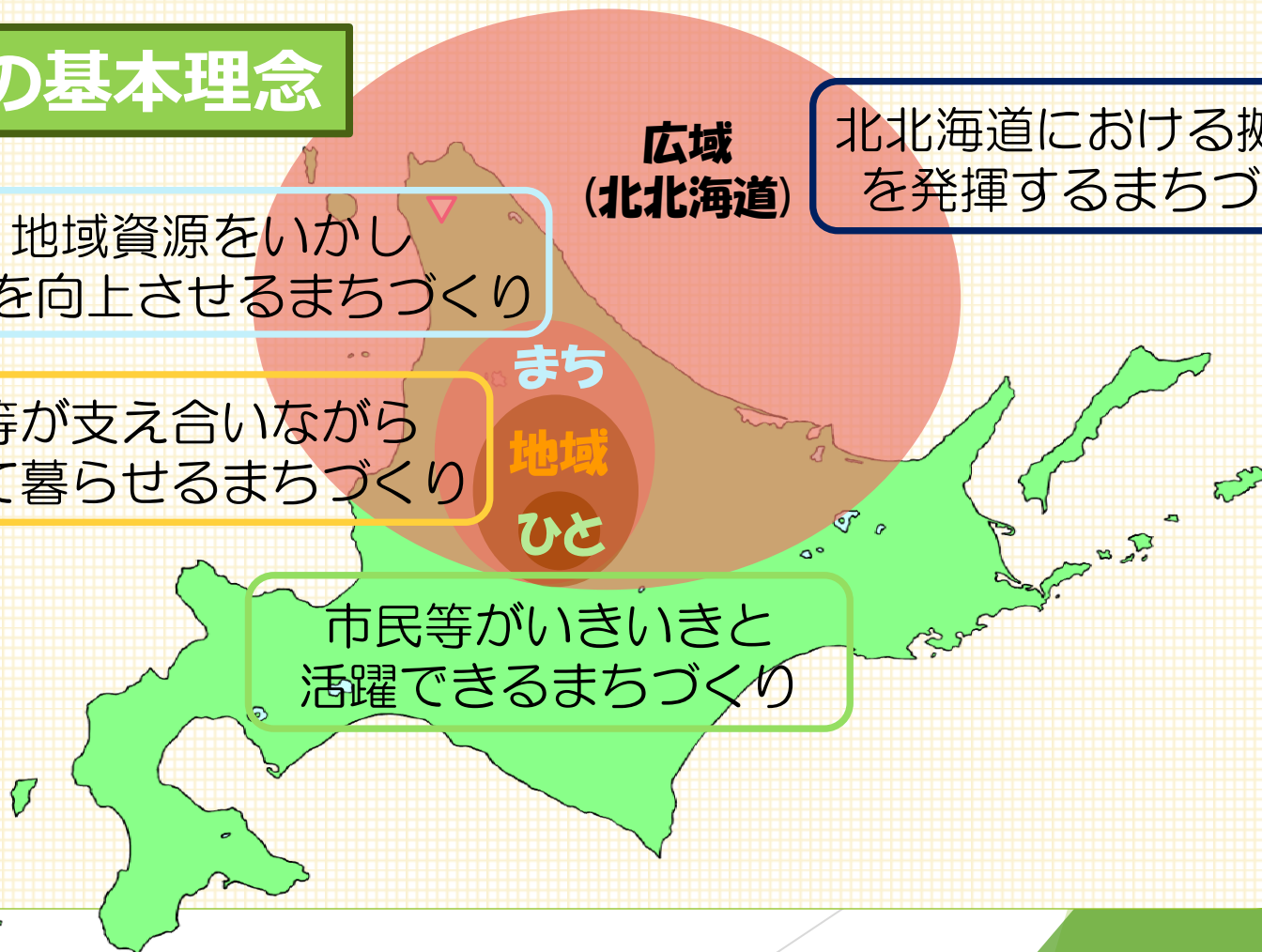
市民等が支え合いながら
安心して暮らせるまちづくり

市民等がいきいきと
活躍できるまちづくり

広域
(北北海道)

北北海道における拠点性
を発揮するまちづくり

まち
地域
ひと



「まちづくりの基本原則」

まちづくりを進めるときに大切なこと

3つの基本原則

市民主体

地域主体

健全な市政運営

「まちづくり基本条例」

4つの基本理念



3つの基本原則



活力と安心に満ちた支え合って
暮らせるまちの実現

「まちづくり基本条例」の構成

前 文

第1章 総則

第2章 基本理念及び基本原則

第3章 まちづくりの担い手

第4章
市民主体の
まちづくり

第5章
地域主体の
まちづくり

第6章
健全な市政運営
によるまちづくり

第7章 広域連携によるまちづくり

第8章 その他

「まちづくり基本条例」の構成

3つの基本原則 健全な市政運営

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

第17条 計画的な市政運営

第2項 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、総合的な計画を策定するとともに、
進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。



旭川のまちづくりの指針となる
総合計画を策定

第3部 次期総合計画

～これからの旭川を考える～

「総合計画」策定の根拠

地方自治法 第2条第4項（条文抜粋）

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

平成23年の法改正により当該条文削除

基本構想を定める(総合計画を策定する)法的義務はなくなっても総合的かつ計画的に市政運営を行うことは重要。

総合的かつ計画的に市政運営を行うための計画を策定する根拠が必要。

「まちづくり基本条例」を制定し、総合計画策定の根拠を第17条に定めました。

総合計画を策定します

「総合計画」とは？

総合計画の役割・機能

- 1 地域づくりの最上位計画
- 2 総合的・計画的行政運営の指針
- 3 住民・民間活動の指針
- 4 国・道など関係機関が尊重すべき計画

市民生活向上のための総合的な計画

まちづくりの指針

基本構想 = ビジョン

基本計画 = 目標

次期総合計画の策定について

平成25年度

- ・まちづくり市民意識調査
 - 無作為抽出3,000人の市民にアンケート調査を実施
- ・総合計画策定に係る懇談会
 - 策定手法について有識者懇談会を実施

平成26年度

- ・総合計画市民検討会議
 - 公募委員10人・学識経験者・団体推薦者等からなる47名の市民主体の提言組織

平成27年度

- ・総合計画審議会
 - 公募委員・学識経験者・団体推薦者等からなる附属機関
- ・市議会へ「基本的事項」を提案

平成28年度

次期総合計画スタート(予定)

総合計画策定に係る検討組織

・市民検討会議

公募委員10人・学識経験者・団体推薦者等からなる47名の
市民主体の提言組織

・職員ワーキンググループ

→ 市役所職員による検討組織

・次世代ワーキンググループ

・若手産業人ヒアリング

・地域まちづくり推進協議会

→ 市内14地域の各地域町内会・市民委員・民生児童委員・消防団・
PTA等の代表者で構成される組織

・まちづくり対話集会

→ 市長自らが地域の皆さんと意見交換を行います。

総合計画市民検討会議について

検討体制

全体会議

代表者会議

分科会

第1分科会

福祉・子育て

第2分科会

教育・文化

第3分科会

安全・都市基盤

第4分科会

産業・交流

総合計画市民検討会議について

総合計画市民検討会議に求めるもの

基本構想
(ビジョン)

目指すまちの姿

基本計画
(目標)

実現のための方策

提言

市長

今後のスケジュールについて

5/23

全体会議

6～8月

代表者会議

分科会

(分科会それぞれ3～4回)

第1分科会
福祉
子育て

第2分科会
教育
文化

第3分科会
安全
都市基盤

第4分科会
産業
交流

8～9月

全体会議

10月

市長への提言・市民発表会